**○財務省告示第二十一号**

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（平成二十一年財務省令第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十一年財務省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

第三条第三項を削る。

**○財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号**

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、平成二十一年農林水産省・経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十一年財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件）を廃止する告示

財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号

平成二十一年財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件）は、廃止する。

**附　則**

1　この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

2　産業競争力強化法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するとされた同法附則第四条第一項の規定による廃止前の平成二十一年財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件）は、この告示による廃止前の平成二十一年財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件）の規定の適用については、なお従前の例による。

**○財務省・経済産業省告示第一号**

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき、事業再編の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

事業再編の実施に関する指針

事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十四条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画の実施期間（三年を超えないものとする。）の終了時において、事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ　事業再編による生産性向上に関する目標

事業再編による生産性向上に関する目標は、事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

(1)　事業再編計画の終了年度において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より二以上改善していること。

(2)　事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より五パーセント以上改善していること。

(3)　事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上改善していること。

(4)　(1)から(3)までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ　事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編を行う事業者単位の計算において、次の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

(1)　事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

(2)　事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。